○県央県南広域環境組合個人情報保護条例施行規則

（平成25年９月２日
規　則　第　９　号）

改正　平成28年４月１日規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は、県央県南広域環境組合個人情報保護条例（平成25年条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（保有個人情報の委託の手続）

第３条　実施機関は、保有個人情報の取扱いを外部に委託しようとするときは、条例第９条の規定により次に掲げる事項に係る契約を当該保有個人情報の取扱いを受託しようとする者との間で締結しなければならない。

(1)　保有個人情報の内容

(2)　使用目的

(3)　使用期間

(4)　使用方法

(5)　秘密の保持に関する事項

(6)　目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

(7)　複写及び複製の制限に関する事項

(8)　返還又は廃棄に関する事項

(9)　事故発生時における報告義務に関する事項

(10)　前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護について必要な事項

（保有個人情報の提供の手続）

第４条　実施機関は、条例第12条の規定により保有個人情報の提供を受ける者に対して必要な措置を講ずることを求めようとするときは、前条第１号から第４号までに掲げる事項のほか、同条第５号から第10号までに掲げる事項のうち必要と認める事項を記載した書面を当該保有個人情報の提供を受ける者と取り交わすものとする。ただし、当該保有個人情報の提供の手続に関し法令等に定めがあるとき

は、その定めるところによる。

（個人情報取扱事務台帳）

第５条　条例第13条第１項の個人情報取扱事務台帳は、様式第１号によるものとする。

２　実施機関は、個人情報取扱事務を個人情報取扱事務台帳に登録したときは、個人情報取扱事務開始届（様式第２号）に個人情報取扱事務台帳を添えて管理者に提出しなければならない。

３　条例第13条第１項第８号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　個人情報取扱事務の登録、開始又は変更年月日

(2)　目的外利用及び外部提供に関する事項

(3)　行政文書の記録形態及び処理形態

(4)　個人情報取扱事務の事務処理委託の有無

(5)　その他実施機関が必要と認める事項

４　条例第13条第２項第５号の規則で定める個人情報ファイルは、実施機関の職員又は職員であった者の被扶養者又は遺族に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものとする。

（個人情報取扱事務の廃止又は変更の届出）

第６条　実施機関は、条例第13条第１項の規定により届け出た個人情報取扱事務について、当該個人情報取扱事務を廃止したときは個人情報取扱事務廃止届（様式第３号）により、当該個人情報取扱事務の届け出た事項を変更したときは個人情報取扱事務変更届（様式第４号）により、それぞれ管理者に届け出なければならない。

（開示請求書）

第７条　条例第15条第１項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第５号）によるものとする。

２　条例第15条第１項第３号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　開示請求をしようとする者の連絡先

(2)　条例第24条第１項に規定する開示方法のうち、開示請求をしようとする者が求める開示の実施方法

(3)　法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の状況

（開示請求における本人確認手続等）

第８条　開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1)　開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2)　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

２　条例第14条第２項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

３　開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。

４　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報の開示決定等）

第９条　条例第20条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　開示する日時及び場所

(2)　開示の実施の方法

２　条例第20条第１項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1)　保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき　保有個人情報開示決定通知書（様式第６号）

(2)　保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき　保有個人情報部分開示決定通知書（様式第７号）

3　条例第20条第２項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1)　保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき　保有個人情報不開示決定通知書（様式第８号）

(2)　保有個人情報の存否を明らかにしないで開示しない旨の決定をしたとき　保有個人情報不開示決定（存否応答拒否）通知書（様式第９号）

(3)　開示請求に保有個人情報を保有していない旨の決定をしたとき　保有個人情報不開示決定（行政文書不存在）通知書（様式第10号）

（開示決定等に係る期間の延長の通知）

第１０条　条例第21条第２項の書面は、保有個人情報開示決定期間延長通知書（様式第11号）によるものとする。

2　条例第22条の書面は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書（様式第12号）によるものとする。

（第三者に対する通知に当たっての注意）

第１１条　実施機関は、条例第23条第１項又は第２項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（第三者に対する意見照会等）

第１２条　条例第23条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　開示請求の年月日

(2)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2　条例第23条第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　開示請求の年月日

(2)　条例第23条第２項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(3)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3　条例第23条各項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1)　条例第23条第１項又は第２項の通知　保有個人情報の開示に係る意見照会書

（様式第13号）

⑵　条例第23条第３項（条例第42条において準用する場合を含む。）の通知　保有個人情報の開示決定に係る通知書（様式第14号）

（電磁的記録の開示方法）

第１３条　条例第24条第１項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

⑴　録音カセットテープ　専用機器に再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付

⑵　ビデオカセットテープ　専用機器に再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

⑶　前２号に掲げるもの以外のもの　次に掲げる方法

ア　電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ　電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電子媒体（前２号に掲げるものを除く。）に複写したものの交付

（開示の実施の際に必要な書類）

第１４条　条例第24条第２項の書類は、次に掲げるものとする。

⑴　第８条第１項又は第２項に規定する書類

⑵　第９条第２項又は第３項に規定する通知書

（電磁的記録の写しの交付）

第１５条　条例第26条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

⑴　録音カセットテープ　録音カセットテープに複写したものの交付

⑵　ビデオカセットテープ　ビデオカセットテープに複写したものの交付

⑶　前２号に掲げるもの以外のもの　次に掲げる方法

ア　電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ　電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電子媒体（前２号に掲げるものを除く。）に複写したものの交付

（写しの費用）

第１６条　条例第26条の規定により負担しなければならない写しの作成及び送付に

要する費用の額は、別表のとおりとする。

（訂正請求）

第１７条　条例第28条第１項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第15号）によるものとする。

２　条例第28条第１項第４号の規則で定める事項は、法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の状況とする。

３　第８条第１項及び第２項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条第２項中「第14条第２項」とあるのは、「第27条第２項」と読み替えるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等）

第１８条　条例第30条第１項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

⑴　保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき　保有個人情報訂正決定通知書（様式第16号）

⑵　保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき　保有個人情報部分訂正決定通知書（様式第17号）

２　条例第30条第２項の書面は、保有個人情報訂正拒否決定通知書（様式第18号）によるものとする。

（訂正決定等に係る期間の延長の通知）

第１９条　条例第31条第２項の書面は、保有個人情報訂正決定期間延長通知書（様式第19号）によるものとする。

２　条例第32条の書面は、保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書（様式第20号）によるものとする。

（訂正請求に係る提供先への通知）

第２０条　条例第33条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第21号）によるものとする。

（利用停止請求）

第２１条　条例第35条第１項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第22号）によるものとする。

２　条例第35条第１項第４号の規則で定める事項は、法定代理人が訂正請求をしよ

うとする場合にあっては、本人の状況とする。

３　第８条第１項及び第２項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同条第２項中「第14条第２項」とあるのは、「第34条第２項」と読み替えるものとする。

（保有個人情報の利用停止決定等）

第２２条　条例第37条第１項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第23号）によるものとする。

２　条例第37条第２項の書面は、保有個人情報利用停止拒否決定通知書（様式第24号）によるものとする。

（利用停止決定等に係る期間の延長の通知）

第２３条　条例第38条第２項の書面は、保有個人情報利用停止決定期間延長通知書（様式第25号）によるものとする。

２　条例第39条の書面は、保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書（様式第26号）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第２４条　条例第41条第２項の通知は、県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第27号）によるものとする。

（施行状況の概要の公表）

第２５条　条例第45条の規定による施行状況の概要の公表は、次に掲げる事項を組合のホームページに掲載することにより行うものとする。

(1)　個人情報取扱事務の届出の状況

(2)　本人外収集の状況

(3)　保有個人情報の利用目的以外の利用又は提供の状況

(4)　保有個人情報の開示請求の状況

(5)　保有個人情報の開示決定等の状況

(6)　審査請求の状況

(7)　前各号に掲げるもののほか、施行状況の概要の公表に必要と認める事項

（指定管理者に対する個人情報の保護の措置）

第２６条　管理者は、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する契約書等において、当該公の施設の管理に係る個人情報の保護の措置に関する事項を明記しな

ければならない。

附　則

この規則は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日規則第５号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

別表（第16条関係）

種別		金額
モノクロ複写又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付	Ａ３判以下	１枚につき10円
	Ａ３判超	実費相当額
カラー複写の交付		実費相当額
電磁的記録を電子媒体に複写したものの交付		実費相当額
写し等の送付		郵送料相当額

備考

１　Ａ３判とは、日本工業規格Ａ３判をいう。

２　カラー複写は、Ａ３判を最大とする。

３　開示請求者が持参した電子媒体への複写は行わない。

様式第１号（第５条関係）

個人情報取扱事務台帳

登録番号

事務の名称				
事務の利用目的				
登録年月日		開始年月日		
登録担当課		ファイル保有課		
変更年月日		変更年月日		
保有ファイルの名称				
対象者の記録範囲				

記録項目		基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	一般的事項	□識別番号 □氏名 □生年月日・年齢 □性別 □住所 □電話番号 □本籍・国籍 □印影 □その他（　　）	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □免許・資格 □成績・評価 □賞罰 □その他（　　）	□所得・収入 □資産状況 □口座番号等 □公的扶助受給 □納入状況 □その他（　　）	□体格・体力 □運動能力 □健康状態 □傷病歴 □障害 □身体特性 □性格・性質 □写真・肖像 □その他（　　）	□家族状況 □親族・続柄 □婚姻 □居住状況 □社会的活動 □団体加入状況 □意見・要望 □趣味・嗜好 □その他（　　）
	制限的事項	□思想・信条 □宗教 □支持政党 □人種・民族 □犯罪歴 □その他（　　）	制限的取扱事項の取扱根拠及び理由 □法令等に定めがある根拠法令 □審査会の意見聴取			

個人情報の収集方法	□本人から収集 □本人以外から収集 　□実施機関内 　□他の実施機関 　□国・地方公共団体等 　□民間・私人 　その他（　　）	本人以外からの収集の根拠 □本人の同意がある □法令等に定めがある根拠法令 □出版等により公にされている □緊急の必要 □争訟、選考等の目的 □審査会の意見聴取
目的外利用	□有　□無 □実施機関内 □他の実施機関	外部提供　□有　□無 □国 □長崎県 □その他地方公共団体 □その他（　　）

その他	記録形態	処理形態	外部との電子結合	事務処理委託
	□文書 □テープ・フィルム □磁気テープ・磁気ディスク等 □写真 □その他（　　）	□電算機処理 □手処理	□有 □無	□有 □無

備考	

様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

県央県南広域環境組合
管理者　　様

実施機関名

個人情報取扱事務開始届

下記の個人情報取扱事務を個人情報取扱事務台帳に登録しましたので、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第13条第１項の規定により、別添個人情報取扱事務台帳を添えて届け出ます。

記

個人情報取扱事務の名称

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

県央県南広域環境組合
管理者　　様

実施機関名

個人情報取扱事務廃止届

個人情報取扱事務の廃止に伴い、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第13条第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　個人情報取扱事務担当課室名

2　廃止した個人情報取扱事務の名称

3　廃止年月日
年　　月　　日

4　備考

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

県央県南広域環境組合
管理者　　様

実施機関名

個人情報取扱事務変更届

個人情報取扱事務の届出事項の変更に伴い、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第13条第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　個人情報取扱事務担当課室名

２　届出事項を変更した個人情報取扱事務の名称

３　変更の内容

４　変更年月日
年　　月　　日

５　備考

様式第５号（第７条関係）

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

（あて先）実施機関名

（〒　　―　　）

請求者　住所又は居所

氏名

電話番号

県央県南広域環境組合個人情報保護条例第15条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称			
開示請求する保有個人情報の内容			
開示の実施方法	１　閲　覧　　２　写しの交付　　３　視　聴		
法定代理人が開示請求する場合の本人の状況	本人の状況	１　未成年（　歳）　２　成年被後見人	
	住所・居所		
	氏　　名		
※本人等確認欄	１　運転免許証 ２　被保険者証 ３　住民基本台帳カード ４　在留カード	５　特別永住者証明書 ６　戸籍謄本 ７　その他（　　）	
※担当課	課	※受付印	
※その他			

備考　※欄は、記入しないでください。

様式第６号（第９条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第20条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の日時	年　月　日　時
開示の場所	県央県南広域環境組合
開示の実施方法	１　閲覧　　２　写しの交付　　３　視聴
担当課	課　電話（　　）

備考

１　保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人又はその法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

２　指定された日時の都合が悪い場合は、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

様式第７号（第９条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第20条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の日時	年　月　日　時
開示の場所	県央県南広域環境組合
開示の実施方法	１　閲覧　　２　写しの交付　　３　視聴
開示しない部分及びその理由	県央県南広域環境組合個人情報保護条例第16条第　号　該当 （開示しない部分） （開示しない理由）
担当課	課　電話（　　）
その他	

備考

１　保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類を提示してください。

２　指定された日時の都合が悪い場合は、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

３　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起

算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

４　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記３により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第８号（第９条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第　　号
年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第20条第２項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	県央県南広域環境組合個人情報保護条例第16条第　号　該当
	（開示しない理由）
担当課	課　電話（　）
その他	

備考

1　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　に対し、審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第９号（第９条関係）

保有個人情報不開示決定（存否応答拒否）通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第19条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するため、同条例第20条第２項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由（保有個人情報の存否を明らかにしない理由）	
担当課	課　電話（　　）
その他	

備考

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第１０号（第９条関係）

保有個人情報不開示決定（行政文書不存在）通知書

第　　号

年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、当該保有個人情報が記録された行政文書が存在しないため、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第20条第２項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由（不存在の理由）	□保存期間の経過により廃棄したため □作成していないため □取得していないため □その他 （　　）
担当課	課　電話（　　）
その他	

備考

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第１１号（第10条関係）

保有個人情報開示決定期間延長通知書

第　　号
年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第21条第２項の規定により、次のとおり開示の諾否決定の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年　月　日（開示請求受付日）から 年　月　日まで
延長後の決定期間	年　月　日（開示請求受付日）から 年　月　日まで
延長の理由	
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第１２号（第10条関係）

保有個人情報開示決定期間特例延長通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第22条の規定により、請求のあった日から起算して30日以内に保有個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年　月　日（開示請求受付日）から 年　月　日まで
保有個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をする期間	年　月　日（開示請求受付日）から 年　月　日まで
残りの保有個人情報について開示の諾否決定をする期限	年　月　日
30日以内に保有個人情報のすべてについて開示の諾否決定をすることができない理由	
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第１３号（第12条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

県央県南広域環境組合個人情報保護条例に基づき開示請求がありました保有個人情報に、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれておりました。

つきましては、当該情報を開示することについて、ご意見がございましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」によりご回答くださいますようお願いします。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求のあった日	年　　月　　日
意見書の提出先	課　電話（　　）
意見書の提出期限	年　　月　　日まで

備考

1　この意見照会は、開示請求のあった保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに際し、参考とするため行うものです。

2　提出期限までに意見書の提出がない場合は、該当するあなた（貴団体）の情報について、開示しても支障がないものとみなします。

別紙（様式第13号別紙）

保有個人情報の開示に係る意見書

年　　月　　日

（あて先）実施機関名

（〒　　―　　）

提出者　住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

電話番号

年　　月　　日付けで照会のありました件について、次のとおり意見書を提出します。

意見照会年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
情報を開示することについての意見 （該当する番号を○で囲んでください。２を○で囲んだ場合には、開示に反対する理由をご記入ください。）	1　開示されても差し支えない。 2　開示に反対する。 （理由）

備考　開示に反対する場合は、どの部分を開示すると、どのような支障が生ずるのか、具体的に記載してください。

様式第１４号（第12条関係）

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第　　号
年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日に照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第23条第３項又は第42条において準用する第23条第３項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報ファイル又は行政文書の名称	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求決定の内容	□　開示　　□　部分開示
開示決定の理由	
開示実施日	年　　月　　日
担当課	課　電話（　　）

備考

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第１５号（第17条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　月　日

（あて先）実施機関名

（〒　　―　　）

請求者　住所又は居所

氏名

電話番号

県央県南広域環境組合個人情報保護条例第28条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示決定を受けた保有個人情報			
保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日		
訂正請求の趣旨			
訂正する理由			
法定代理人が訂正請求する場合の本人の状況	本人の状況	1　未成年（　歳）　2　成年被後見人	
	住所・居所		
	氏　名		
※本人等確認欄	1　運転免許証 2　被保険者証 3　住民基本台帳カード 4　在留カード	5　特別永住者証明書 6　戸籍謄本 7　その他（　　）	
※担当課	課		※受付印
※その他			

備考　※欄は、記入しないでください。

様式第１６号（第18条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第30条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年　　月　　日
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第１７号（第18条関係）

保有個人情報部分訂正決定通知書

第　　号
年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第30条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の内容	
訂正の内容	
一部について訂正をしない理由	
訂正年月日	年　月　日
担当課	課　電話（　　）
その他	

備考

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第１８号（第18条関係）

保有個人情報訂正拒否決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第30条第２項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をしないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の内容	
訂正をしない理由	
担当課	課　電話（　　）
その他	

備考

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第１９号（第19条関係）

保有個人情報訂正決定期間延長通知書

第　　号

年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第31条第２項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年　月　日（訂正請求受付日）から 年　月　日まで
延長後の決定期間	年　月　日（訂正請求受付日）から 年　月　日まで
延長の理由	
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第２０号（第19条関係）

保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第32条の規定により、相当の期間内に訂正の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年　月　日（訂正請求受付日）から 年　月　日まで
延長後の決定期間	年　月　日（訂正請求受付日）から 年　月　日まで
延長の理由	
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第２１号（第20条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第　　号

年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで提供した保有個人情報について、次のとおりその内容を訂正しましたので、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第33条の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正を実施した年月日	年　月　日
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第２２号（第21条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

（あて先）実施機関名

（〒　　―　　）

請求者　住所又は居所

氏名

電話番号

県央県南広域環境組合個人情報保護条例第35条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示決定を受けた保有個人情報		
保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日	
利用停止請求の趣旨及び理由		
法定代理人が利用停止請求する場合の本人の状況	本人の状況	1　未成年（　歳）　2　成年被後見人
	住所・居所	
	氏　　名	
※本人等確認欄	1　運転免許証 2　被保険者証 3　住民基本台帳カード 4　在留カード	5　特別永住者証明書 6　戸籍謄本 7　その他（　　）
※担当課	課	※受付印
※その他		

備考　※欄は、記入しないでください。

様式第２３号（第22条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第　　号

年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第37条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をすることと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年　月　日
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第２４号（第22条関係）

保有個人情報利用停止拒否決定通知書

第　　号
年　月　日

様

実施機関名　　印

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第37条第２項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の内容	
利用停止をしない理由	
担当課	課　電話（　　）
その他	

備考

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、　　に対し、審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、組合を被告（被告を代表する者は　　）として、提起することができます。ただし、上記１により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

様式第２５号（第23条関係）

保有個人情報利用停止決定期間延長通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第38条第２項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年　月　日（利用停止請求受付日）から 年　月　日まで
延長後の決定期間	年　月　日（利用停止請求受付日）から 年　月　日まで
延長の理由	
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第２６号（第23条関係）

保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第39条の規定により、相当の期間内に利用停止の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年　月　日（利用停止請求受付日）から 年　月　日まで
延長後の決定期間	年　月　日（利用停止請求受付日）から 年　月　日まで
延長の理由	
担当課	課　電話（　　）
備考	

様式第２７号（第24条関係）

県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第　　号

年　　月　　日

様

実施機関名　　印

年　　月　　日付けの審査請求について、次のとおり県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、県央県南広域環境組合個人情報保護条例第41条第２項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年　　月　　日
担当課	課　電話（　　）
備考	